

## 備考

### ○保育料

- (1) 階層区分は、原則として入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の市町村民税の課税額の合計により認定されます。
- (2) 課税額を計算する際には配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等は適用されません。
- (3) 児童の属する世帯が次の①～③のいずれかに該当する世帯で、次表に掲げる階層に認定された場合は、保育料徴収基準額表の規定にかかわらず、それぞれ表2に掲げる額を徴収基準額とします。
  - ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯。
  - ② 次に掲げる者を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者
  - ③ 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯

(表2)

(上段：第1子 下段：第2子以降)

階層区分	標準時間	短時間
C1～C5及び C6のうち所得割額 77,101円未満	5,000 0	4,900 0

※ この場合における多子計算の算定対象は、支給認定保護者と生計を一にする子等で年齢制限はありません。

- (4) 多子軽減について
  - ① 世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満である場合、第2子（注）の保育料は、この表に定める保育料の額の2分の1の額とし、第3子以降（注）は無料とします。（100円未満の端数は切捨て。）  
（注）この場合における多子計算の算定対象は、支給認定保護者と生計を一にする子等で、年齢制限はありません。
  - ② 世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円以上である場合、小学校就学前の範囲において、保育所、幼稚園、認定こども園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料とします。（100円未満の端数は切り捨て。）  
この場合にかかわらず、現に扶養する子（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）が3人以上いる世帯の第3子以降に係る保育料については、無料とします。
- (5) 月途中に入所または退所した子どもについて、当該月の在籍日数が25日未満のときの保育料は、日割計算して徴収します。（10円未満の端数は切り捨て。）

### ○副食費

次に該当する児童については、副食費が免除されます。

- ① 年収360万円未満相当世帯
- ② 全ての世帯の第3子以降（1号認定の場合は小学校3年生から年少までを、2号認定の場合は、就学前の児童を数える）